

平成 2 9 年度
東京都動物由来感染症検討会（第 2 回）
会議録

平成 3 0 年 3 月 7 日
東京都福祉保健局

(午後 1 時 5 7 分 開会)

○環境保健衛生課動物管理担当 皆様、定刻より少し早いのですが、本日御出席予定の委員の皆様はおそろいですので、これより平成 29 年度第 2 回の「東京都動物由来感染症検討会」を開会させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は、環境保健衛生課動物管理担当の高橋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

それでは、まず委員の皆様の出席の御確認なんですけれども、本日は残念ながら源委員は所用により御欠席との連絡を受けております。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。クリップでとめてありますけれども、議事次第が 1 枚ございます。その次が資料一覧、そしてその次が席次表、その次が検討会の委員の名簿です。

それから、資料が本日は 1～8、参考資料が 1～3 までございますけれども、こちらは 1 ページから全部で 42 ページまでつづってございます。

なお、事前に一部資料を送付いたしましたが、内容を精査して訂正しておりますので、本日御用意しました資料をごらんくださいますようお願いいたします。

また、ファイリングされているものにつきましては、過去の検討会の資料になりますので、御参考にしてください。

それでは、以下の議事進行につきまして、貞升座長をお願いいたします。

○貞升座長 座長を仰せつかっております、健康安全研究センターの貞升です。よろしくお願ひします。

それでは、議事に入らせていただく前に、この会の運営について、再度事務局から御説明をよろしくお願ひします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 環境保健衛生課の岩本でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

動物由来感染症検討会は、東京都動物由来感染症検討会設置要綱に基づき、運営しております。本会議は、原則として公開とさせていただいておりますので、資料及び議事録については後日ホームページにて公開させていただきます。あらかじめ御承知おきいただきたいと思ひます。

この会議についても、ホームページにて会議の案内を告知させていただいておりますが、本日は傍聴される方はいらっしゃいません。

○貞升座長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題 1 「平成 29 年度動物由来感染症調査実施結果について」、(1)～(4)までの事項について事務局からの報告を受け、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思ひます。

それでは、事務局から調査結果について順に御説明をお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、私のほうから資料に沿って説明させていただきます。

3 ページ、「平成 29 年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査結果」のうち、販売業の結果について説明させていただきます。資料 1 をごらんください。

こちらは、都民に販売される動物の病原体保有実態調査を実施しております。

「調査対象」は、都内で飼養施設を有して「販売」の登録を受けている第一種動物取扱業者 1, 562 施設のうち 8 施設を対象としています。そちらで販売されている犬 65 頭、猫 23 頭について病原体保有実態調査を行っております。

「実施期間」として、29 年 6 月から 10 月まで実施しました。

「検査項目及び検査方法」については、(1) として「飼養実態調査」、動物の飼養状況について聞き取り調査を行いました。

また、「病原体保有状況調査」については表 1 のとおり、糞便及び被毛について細菌及び寄生虫、真菌の検査を実施しております。

「実施機関」としては、動物愛護相談センターで検体搬入、飼養実態調査、業者への助言指導を行い、「検査実施機関」としては健康安全研究センターで行いました。

「結果」についてです。

「飼養実態調査」は 8 施設、A～H の飼養管理状況は表 2 のとおりでございます。こちらは管理数、体調の異常等を動物愛護相談センターで聞き取り調査したものでございます。管理動物数のその他のところについては、その施設でウサギやげっ歯類、インコなどを販売している業者の総数となっております。

また、飼養施設の点検記録票、C についてはバツとなっておりますが、こちらは改善指導済みとなっております。

次に、「病原体保有状況調査」でございます。

「糞便検査結果」は、表 3 のとおりです。犬、対象動物の検体数 60 検体のうち、カンピロバクター・ジェジュニーが 2 検体、病原大腸菌 ETEC が 5 検体、EPEC が 1 検体、ジアルジアが 17 検体検出されております。

また、猫 20 検体につきましては、サルモネラ 1 検体、病原大腸菌 ETEC が 1 検体、回虫が 1 検体、ジアルジアが 2 検体検出されております。

「被毛検査結果」についてでございます。被毛検査結果について、犬 54 検体のうち 5 検体が皮膚糸状菌陽性を示しました。また、猫 22 検体についても 5 検体陽性となりました。

「陽性個体への対応状況」についてですが、表 1 にありますとおり、皆さんかかりつけの獣医さんがいらっしゃいますので、診療治療等が行われてございます。また、この施設について再検査の希望はありませんでした。

○貞升座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関しまして、御質

問はございますでしょうか。第一種動物取扱業の犬、猫で、あとは糞便と被毛の真菌と寄生虫と細菌の検査です。御質問等ございますでしょうか。佐藤先生、何かございますか。

○佐藤委員 陽性個体への指導で治療をしてやっていただくということになっているんだと思いますけれども、その治療が終わった後の報告のお願いというものはやってもらっていないのでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 こちらのほうは検査結果を出しまして、こういった治療をしたということで御報告はいただいているという形をとっています。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、次の報告についてよろしくお願いたします。事務局から説明をお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続いて、展示業の結果をまとめました。7ページになります。資料1-2をごらんください。

こちらに関しましては、不特定多数の利用者へのふれあいを実施しているところに関しては、衛生管理面の自主管理の考え方を普及するという面も踏まえておまして、動物園のふれあい動物の病原体保有状況調査を行いました。本年度は、AとBの2施設について糞便を対象に病原体保有状況調査を行いました。

対象施設の検体数は、表1のとおりです。また、A施設においては後ほど結果を申し上げますけれども、第1回目で陽性検体が出ていますので、除菌確認までということで計4回実施しております。B施設については、1回の検査になっております。

「検体採取日」については、3のとおりでございます。

「検査項目及び検査方法」については、次ページの表2のとおりでございます。こちらについては、糞便の細菌検査のみを実施しております。

「実施機関」については、動物取扱業の販売業と同じ実施施設、実施機関でございます。

6の検査の「結果」について御報告します。表3-1の動物園A2施設及び表3-2のとおりでございます。動物園Aの施設では、8月8日に実施した検査においてヤギの9検体中3検体から腸管出血性大腸菌EHECが分離され、1検体からVT遺伝子が検出されました。分離されたEHECはOUT:NM、VT1産生株、O91:NM、VT2産生株、O91:NM、VT1,2産生株でございました。

8月4日の検査結果を受けて、動物園Aで飼養している全てのヤギ・羊14頭の糞便の再検査を実施しました。再検査は、2回実施しました。1回目の検査においては、ヤギの1検体からVT遺伝子が検出されました。この検体は、8月8日の検査でVT遺伝子が検出された検体でありました。8月30日の2回目の再検査では、全頭陰性でした。

8月28日、8月30日、2回の再検査の結果を受けて、8月28日にVT遺伝子が

検出されたヤギ1検体のみは9月4日に除菌確認検査を実施したところ、陰性でありました。こちらに対して、分離された株について薬剤感受性試験を供試しましたが、18薬剤に対して全て感受性を示しました。それは、表5に示してございます。

動物園Bについては、対象動物全てにおいて病原体は確認されてはおりません。

10ページをごらんください。「EHEC陽性個体への対応」でございます。陽性結果を受けまして、A動物園では飼養している全てのヤギ・羊について治療を実施しました。EHEC陽性となった3個体及びVT遺伝子を検出した1個体の4個体は、除菌が確認されるまで隔離し、ふれあい展示には用いませんでした。

治療については、以前もこちらのほうでお示ししていたように、展示施設の陽性時の治療を参考にしまして、除菌確認プログラムに従って抗菌剤を皮下注射において5日間の連続投与を行い、整腸剤の経口投与を併せて行いました。

2回の再検査を実施したところ、ヤギの1検体のみ再検査の1回目からVT遺伝子が検出されていますというのは先ほどお話ししたとおりです。

図1が「ヤギの治療経過」でございます。先ほどお話ししたように1日目に隔離を開始し、2日目以降にエンロフロキサシンという抗菌剤を5日間連続投与するとともに、整腸剤を1日2回混餌して治療しまして、8日目に再検査を行い、10日目に2回目の再検査を行っております。

そして、ヤギ1検体については8日目に遺伝子が陽性で、10日目には遺伝子マイナスになったのですが、11日目、念のためVT遺伝子の確認をしたところ、こちらのほうは陰性だったということも含めて、16日目に検体をもう一回採材しまして除菌確認をしたところマイナスだったということで、全ての隔離を解除したという経過をとっております。

こちらの動物園については、日ごろから来園者に対して手洗いなどの徹底を注意喚起しておりまして、動物園の出入り口付近には手洗い場などもきちんとあり、液体石けんを配置し、注意喚起の看板のほか、小さな子供も親の介助により容易に手が洗える高さに給水栓を設置していました。またこちらの動物園には指導員さんがいらっしやいまして、適切な対応をしていました。我々も、動物園から逐一情報提供をいただきながら対応したという経過でございます。以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。動物園のふれあい展示に用いられているヤギ・羊の検査ということで、病原大腸菌の検査で全部で3検体4株取れたということだと思っておりますけれども、御質問等ございますでしょうか。

大西先生、お願いします。

○大西委員 これはむしろ佐藤先生にお聞きしたほうがいいのかもしいんですけれども、10ページ目の2日目のヤギ・羊全頭治療開始のエンロフロキサシンという抗菌薬なんですけれども、これは動物の世界ではよく使われているんですか。

○佐藤委員 お答えします。ニューキノロン系の抗生物質として非常にポピュラーに使わ

れている抗生物質と認識しています。小動物領域でもよく使います。

○大西委員 ありがとうございます。

○貞升座長 あまり人では使われないということですか。

○大西委員 使われないです。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

また後でも構いませんので、とりあえず次にいきたいと思います。次の調査結果について、よろしくをお願いします。

どうぞ。

○大西委員 済みません。先ほどのエンロフロキサシンなんですけれども、SCというのは皮下注という意味ですか。1日1回5日間のSCです。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうです。SCは、皮下注です。

○大西委員 皮下注でやるんですか。注射薬なんですね。わかりました。ありがとうございます。

○貞升座長 ほかによろしいですか。

では、次をよろしくをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、続いて「平成29年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業結果」の中間報告について御説明いたします。資料2、11ページをごらんください。

こちらは、動物由来感染症の発生状況を把握するため、東京都獣医師会に御協力いただいて、動物病院における感染症の診断状況を集約してまとめているものでございます。

「事業概要」については、2ページの表にございますように、東京都獣医師会に病院を選んでいただきまして、指定病院の先生方にモニタリング調査とサンプリング調査をお願いしています。

モニタリング調査については、今年度においては4月から3月、今も実施しているところではありますが、計12カ月間、指定動物病院においては20病院についてお願いしておりまして、月ごとの診察頭数調査項目について診断した頭数の報告をお願いしています。

「調査対象とする動物由来感染症」は、こちらの表のとおりでございます。今年度は犬糸状虫症を追加項目として診断をお願いしました。

「サンプリング調査」についてでございます。こちらについても、今年度は指定病院のうちの6病院において飼い主の方から了承を得られた犬、猫の糞便を検査しております。指定病院の先生のほうから検査機関のほうにこれらのメインの検査を依頼して、結果の報告を受けているという形です。

「調査対象とする病原体及び調査方法」は、表のとおりでございます。

「調査結果」についてです。「モニタリング調査」については、平成29年4月から12月までの調査を行っておりまして、その内訳は表1のとおりでございます。犬の診

断頭数としては6万3,347頭、猫については3万4,136頭、区部及び多摩部については内訳のとおりでございます。

「犬の診断状況」としては、受診したうちの40頭についてはモニタリング対象の感染症と診断されております。詳細については、表1のとおりでございます。

次に、13ページで「猫の診断状況」についてでございます。こちらも、受診した猫3万4,136頭のうち、98頭についてモニタリング対象の感染症と診断されました。詳細については、表2のとおりでございます。

次に、14ページの「サンプリング調査」についての結果でございます。4月から12月までの141検体、犬80検体、猫61検体について調査を実施いたしました。表3をごらんください。こちらのほうの陽性検体数として、大腸菌が69、大腸菌O抗原を23検体が陽性となっております。また、猫については大腸菌が36検体、そのうちの大腸菌O抗原が13検体陽性となっております。

検査機関で大腸菌O抗原陽性となった大腸菌の菌株は健安研のほうに御送付させていただきまして、毒素産生性試験などによって腸管病原大腸菌の病原遺伝子の有無を確認しました。

15ページをごらんください。こちらは、犬23菌株、猫13菌株について検査をしましたが、E TEC、E PEC、E HEC、E A g g ECに当たる陽性菌株はこちらのほうでは検出されてはおりません。以上でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。動物病院におけるモニタリングとサンプリング調査の結果です。今年度から、サンプリング調査の一環として菌を健康安全研究センターに送って、その検査も36株について実施したということでございます。幸いにして、病原性大腸菌は検出されなかったということでございますが、御質問等ございますでしょうか。

では、次の調査について御報告をよろしく申し上げます。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 私、動物愛護相談センター城南島出張所長の野川でございます。よろしくお願いたします。

私のほうから、「平成29年度動物愛護相談センター動物由来感染症調査結果」について説明させていただきます。お手元の資料ですと、17ページでございます。

まず、最初に1といたしまして「犬と猫の寄生虫調査」、こちらは毎年行われているものでございます。1月31日現在の結果でございますので、29年4月から30年の1月まで、対象と規模としまして犬10頭、延べ検体数11、猫62匹、延べ検体数82の糞便、あとは犬3頭、猫40匹の解剖いたしました体の中の寄生虫の調査をいたしました。

「方法」については、こちらにあるとおりでございます。

「結果」でございますけれども、糞便検査につきましては犬糞便11検体、いずれも寄生虫は発見されませんでした。

次に、犬糞便 82 検体、うち 16 検体から虫卵等が確認されております。中身としては、瓜実条虫、猫回虫、イソスポラ属ということで、内訳を申し上げますと瓜実条虫が 1 検体、猫回虫が 14 検体、イソスポラ属が 1 検体、計 16 検体が陽性でございました。

次に虫体の確認ですけれども、犬 3 頭の中には寄生虫はおりませんでした。猫については、40 検体中 5 検体の 12.5% で虫体の確認をしております。内訳は、瓜実条虫が 3 検体、猫回虫が 3 検体ですから、1 検体につきましては両方とも検出されたものがあるということで御理解いただければと思います。

次に、今年度、調査研究として実施したものですけれども、参考に紹介をさせていただきたいと思います。「猫を用いた新たな脳摘法の検討」ということで、狂犬病臨床研究会様と国立感染症研究所獣医科学部様の助言・指導をいただきながら、今年度開始した調査でございます。

検体としまして、平成 29 年 11 月から平成 30 年 1 月までの猫を検体といたしました。目的は、より安全、簡単、迅速に脳の摘出をできればということで、猫を用いて検討しているところでございます。

「方法」は、解剖したときに脳の摘出をいかにやるかということを検討しております。

今年度は、こちらにございます「頭頂部矢状開頭法」、若い個体です。脳がまだ頭蓋骨のやわらかいものを、真ん中を割って、完全には切らずにやろうとか、あとは「頭部横断法」、今までは周りを切っていたのを横に切って取り出せないとか、そういうようなものを今年度検討してございます。後ほど御説明させていただきますけれども、こちらのほうはこちらで報告をさせていただいて、城南島所出張所のほうで検討を重ねていきたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。動物愛護相談センターの動物由来感染症調査結果でございました。犬、猫の寄生虫検査、糞便検査と虫体の確認、それから参考として猫を用いた新たな脳摘法の検討ということですが、御質問等ございますでしょうか。佐藤先生、お願いします。

○佐藤委員 猫の寄生虫調査の、猫の糞便から出ている陽性の個体の年齢の分布について教えていただければと思います。

○貞升座長 よろしく申し上げます。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 大体負傷動物ですから、年齢の推定ということになりますけれども、若いもので 4 カ月齢くらいから、一番上のものでも 8 歳程度の年齢の幅になります。

ただ、申し訳ございませんけれども、本当に負傷動物でくるものですから推定で何歳、何歳というような感じになってしまいます。

○佐藤委員 やはり若年が多いというイメージですか。そうとは限らないですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 そうでもなく、ばらばらです。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○貞升座長 ほかにございますか。どうぞ。

○今岡委員 これは糞便検査で16頭陽性で、その後、剖検に回したものが5頭で、全部かぶっているとして11頭の陽性猫というのは安楽殺に回ったんですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 かぶっているのは、1頭ということですか。

○今岡委員 それで、糞便で陽性になった猫は譲渡したのですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 これは、解剖になったものです。

○貞升座長 ほかにございますか。

1つお聞きしたいんですけども、動物の解剖で今回猫を結構解剖されているような感じがありますけれども、今後、来年度になるとまたさらに数が少なくなるのでしょうか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 毎年、毎年数が少なくなっているという現状です。この傾向からいくと来年度はもっと頭数が減るのではないかとというのが現実でございます。

○貞升座長 理解として、言いにくかったら結構なんですけれども、もうもたないなというときに解剖されるという理解でよろしいのですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 治療が終わり、期限がきたんですけども、やはりちょっと状態がよくない。このままでは譲渡に向かないという個体をやっております。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、次の御報告をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは19ページ、資料4をごらんください。「平成29年度狂犬病予防調査結果」について、でございます。こちらについては、狂犬病の検査実施要領に基づいて都内の犬及び野生動物等を対象とした狂犬病の調査を実施しております。

「調査対象」としては、A群からC群までの3群に分類しております。改めて御説明させていただきますが、A群については狂犬病の届出、もしくは狂犬病と疑う症状を示して死亡したもの等を分類しております。

また、B群については動物愛護相談センター、または野生動物等なのですが、行動に何らかの異常が認められたものについて致死処分したものを分類しております。

また、C群については動物愛護相談センターにおいては特に異常は認められないものの、譲渡が不適として致死処分されたもの、また野生動物については有害鳥獣捕獲などにより捕獲されたものをしております。

検体採取については表にありますように、犬についてはC群を、計4頭実施をしまして、野生動物については3月2日とつい最近なのですが、B群について検体採取しております。

「調査実施機関」についてですが、「犬等」につきましては選定及び検体採取と搬入を動物愛護相談センター、狂犬病ウイルスの遺伝子検査等について健康安全研究センターでしております。我々は、連絡調整をさせていただいております。

「野生動物」の検体採取等については健康安全研究センターと環境保健衛生課と合同で健康安全研究センターの施設のもとで狂犬病の検体採取をいたしまして、狂犬病ウイルスの遺伝子検査、抗原検査を実施しております。

また、連絡調整等については健康全部環境保健衛生課、検体提供については環境局自然環境部に御協力いただいております。

今回の検査結果については、野生動物等についての検査期間が3月2日と1週間ほど前でしたので、ただいま健康安全研究センターで検査中であります。

○貞升座長 ありがとうございます。狂犬病の調査結果です。犬に関してはC群が4頭、野生動物に関してはB群が1頭ということで、計5頭の検査結果です。調査結果に関しては検討中ということですが、健安研のほうで何か追加はありますか。特にないのですか。

それでは、御質問等はいかがでしょう。

どうぞ、佐藤先生。

○佐藤委員 野生動物の検体ですが、なかなか新鮮な脳から摘出というのが難しいんじゃないかと思っておりますが、この提供が環境局自然環境部計画課というところですが、何かそこからスムーズに検体が搬入できるような体制というのをとっていらっしゃるのでしょうか。

○貞升座長 事務局、いかがですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 自然環境部の委託業者がございまして、その委託業者に自然環境部から依頼していただきまして、健康安全研究センターに致死処分した個体を搬入するという体制をとっております。ですから、連絡体制については苦慮することはない、自然環境局にも御協力いただいております。

本年度野生動物の検体は1検体だったのですが、実はもう1検体ありました。その検体は残念ながら状態がよくなって、死亡してある程度時間が経過した状態でしたので、健康安全研究センターの先生と相談して、それは検査は実施しませんでした。

○佐藤委員 ありがとうございます。私がお聞きしたかったのは、どういう体制でやっているかではなくて、どのようにスムーズに、例えば今、健安研で開頭していらっしゃるということでしたら、それまでの間に死後の脳融解などが起きないような体制づくりなどが求められるのではないかと思います。業者の方に御依頼をしていらっしゃるとして、そこで直ちに冷蔵庫に入れるとか、何かそういうような工夫をしていただかないと、せっかく検査をしても先ほどおっしゃったような検査には値しないというような結果になってしまうのは、有事のときに非常に混乱する可能性があると思うんです。

ですから、今のうちから野生動物をやるということは決まっていたのであれば、ぜひ

そちらのほうにもお願いをして、新鮮が一番なんですけれども、死亡融解が起きないような措置を施して開頭するところ、脳出しをするところに搬入するという工夫をいただきたいと思います。

○**貞升座長** これは、死んでいるものに対してはごみ扱いでしたよね。生きている場合はどうなりましたか。生きているまま捕獲された場合も同様ですか。

○**環境保健衛生課動物愛護推進担当** 今回の調査では、いわゆる捕獲器に入っていた個体を業者さんが致死処分するという形をとっています。死んだものは産業廃棄物扱いという形になるかと思います。傷病鳥獣については環境局に連絡して傷病鳥獣として扱うか、もしくは区市町村さんで扱う形になるかと思います。

○**貞升座長** では、検体として脳が軟化していないようなものならば、生きていううちに捕獲されたものがくればということですね。

でも、必ずしもそうではなくて死んでいるものも結構あるので、その場合には一応、死後相当たっているものに関しては致し方ない場合があるということでしょうか。恐らく、数年前は全然そういう連絡ルートがなかったので、その辺は人的な横のつながりでうまくいけばいいなと思うのですが、何か難しい面もあるかなということをお理解いただければいいかと思うんですけれども、ほかに何か追加発言はありますか。よろしいですか。

○**佐藤委員** 今の私のお伺いについて、ある程度お答えをいただきたいと思います。なかなか難しいということで終わってしまいますと、これはできないという話ですよ。そうじゃなくて、実際に検査をするんだったらやはり新鮮さというのは求められるものでして、無駄な検査をするんだったらやらない方がいいわけです。ですから、これを有効に使ってこうということでしたら、その部分はとても大切なポイントだと思いますので、ぜひ努力してくださるようお願いいたします。

○**貞升座長** よろしいですか。なかなか難しいと思うんですけれども、佐藤先生のおっしゃることはとてもよくわかるのですが。

○**環境保健衛生課動物愛護推進担当** 死亡確認をしまして、死んだものは検体として扱っていません。今回はイレギュラー的に入りましたが、原則として生きていう個体を捕獲し、それを委託業者が致死処分して、保冷状態で健康安全研究センター搬入します。検体は健康安全研究センターの先生に搬入後すぐ冷蔵庫等に入れていただいております。

○**貞升座長** そういう状態のものもあるし、死んだものが見つかる場合もあるということですね。ごっちゃになっているということですね。それで、状態がいいものをこちらに運んでいるということですか。

○**健康安全研究センター微生物部主任研究員** 今回はイレギュラーで、その場で死んでいましたということで持ち込まれたんですけれども、来たら完全にうじがわいている状態だったので、死んで大分たっているということで検査はストップしたということです。

○**貞升座長** 普段としてはどちらが多いんですか。死んでうじがわいていそうなものと、

生きているものと、どちらが多いですか。

○**健康安全研究センター微生物部主任研究員** 基本的にモニタリングですので、モニタリングについては捕獲業者が収容して安楽殺したものをうちに持ち込むという約束になっていますので、今年はちょっとイレギュラーなものが生じてしまったということです。

○**貞升座長** そのものに関しては冷蔵庫に保存されるので、ある程度大丈夫ということですね。

○**健康安全研究センター微生物部主任研究員** そうですね。持ち込んでいただいてからすぐ冷蔵庫に入れますので、状態的にはいい状態です。

○**佐藤委員** 業者のところで、既に冷蔵して運ぶんですか。

○**健康安全研究センター微生物部主任研究員** 業者は冷蔵施設がないので、殺処分したらすぐにこちらに持ってきてくれるんです。

○**佐藤委員** 夏場だと、ちょっと大変ですね。

○**健康安全研究センター微生物部主任研究員** 今のところ、夏場のモニタリングはできない状態です。

○**貞升座長** 毎年、今の時期くらいにやっていますよね。

今岡先生、どうぞ。

○**今岡委員** これは佐藤先生にもなんですけれども、脳は融解していってしまいますよね。唾液腺とか、ほかのもうちょっと強い組織というのはどうなんでしょうか。

○**健康安全研究センター微生物部主任研究員** 一応、感染研の井上先生とかは、ひげのところの細胞で見ると言っているんですけれども、ただ、そこまでモニタリングで、特にC群、B群で、A群ではありませんのでそこまでのことはしない予定です。

○**貞升座長** 今の話ですと、本当に危ない場合は、例えば脳が軟化しているようなもので本当に危ない場合は毛根で検査することも可能ということですか。

○**健康安全研究センター微生物部主任研究員** はい。

○**貞升座長** では、必ずしも脳がしっかりしていなくてもいい場合もある。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

1点、文言なんですけれども、2の「検体採取日」の犬等で、30年の2月22日の木曜日のものが「C郡」と「郡」の字が違うので修正をお願いします。細かいところで、済みません。

○**環境保健衛生課動物愛護推進担当** 申しわけございません。訂正させていただきます。

○**貞升座長** では、全体を通してほかに御意見ございませんでしょうか。29年度の全てのものに関して、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局はただいまの検討内容を踏まえていただきまして、取りまとめをよろしくをお願いします。

では、議題2に入ります。議題2「平成30年度動物由来感染症調査計画について」、

(1)～(4)までの事項を事務局から御説明をお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、「平成30年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査計画」について御説明させていただきます。資料5、21ページをごらんください。

こちらの事業は先ほど御説明しましたが、平成11年度から実施しております。平成30年度につきましても、今年度と同様に販売業及び展示業を対象に実施したいと考えております。

「目的」としては、都民の飼養する動物の病原体の保有状況のモニタリングということ、第一種動物取扱業による自主管理体制の推進のための基礎調査ということを目的とさせていただきたいと思っております。

「事業内容」については、先ほどお話をしたように、第一種動物取扱業の「販売」における取扱動物の病原体保有状況調査、多くの都民の方が動物を取得する場であるペットショップ等の動物についての施設を対象とした調査を実施するという事を事業内容としたいと思っております。

また、2つ目としては展示です。動物園等の病原体の保有状況調査ということを実施したいと思っております。不特定多数の利用者の方がいる、ふれあい動物施設については、きちんとした危機管理、衛生管理等について皆さんに周知していただく必要があるかと思ひまして、都内の動物園を対象とした病原体保有状況調査を実施する予定でございます。

内容としては先ほどお話しした販売業による保有状況調査計画書でございます。都内のペットショップ、10から15施設について犬及び猫の糞便、またはブラッシングによる抜け毛等の被毛を検査するという形をとっております。

検査期間は5のとおり、6月から10月までを予定しております。

検査項目については今年度と同様、細菌、寄生虫、真菌等を検査するという形をとっております。

24ページにおいて、各検査項目における検査方法について記載しています。

「陽性検体検出時の対応」としまして、業者に対しては利用客への衛生上の注意喚起を行っていただくように動物愛護相談センターのほうで指導を行います。また、利用者に対しては従業員の周知を指導していただくということで、飼養施設の洗浄・消毒や、動物と接触した後の糞便の処理や手洗い・うがいの徹底、清掃時の衣類及びマスクなどの着用ということを周知する予定でございます。

従業員の検査状態について、風邪が治らないとかというような何か異常が見られる場合においては、必要に応じて医療機関へ早目の受診を助言するという形をとっていきたいと思っております。

また、動物の健康状態について確認するとともに、かかりつけの動物病院への受診や必要に応じて感染拡大の防止、治療、隔離などを指導していきます。

また、再検査については治療後、希望する場合にはこちらで実施する予定です。

また、その後、利用客、従業員の安全確保、動物の健康維持の観点から、必要な助言などを行っていきます。

25ページ、別紙2をごらんください。「展示」におけるふれあい動物の病原体保有状況調査計画でございます。こちらについても、動物園の2施設及び実施規模についてはおよそ50検体ほどを予定しております。

「対象動物」としては、過去の調査で病原体検出率の高い動物、ヤギ、羊、牛などの反すう動物及び豚などを対象とする予定でございます。

「業務分担」については、今年度と同様に対応してまいります。

「検体採取方法」、「事業実施及び検査依頼等」も、今年度と同様です。

「検査項目」については8に書いてありますように、細菌検査を実施するという形をとっております。

展示業における「陽性検体検出時の対応」になりますが、こちらも「ふれあい動物施設等における衛生管理に関するガイドライン」に基づいて対応していきたいと思っております。

「動物園の対応」としては、動物園担当の獣医師による当該動物の治療や、獣医師の指示に基づいた飼養施設の器具消毒を行っていただきます。ふれあい動物を利用する人に対しては、手洗い、うがいの徹底を喚起する。また、免疫力が低下している方などの注意を要する人については、ふれあいを避けるような案内を行っていただくようお願いをします。

また、検査結果に応じて隔離治療を行って、除菌確認終了まではふれあい活動に供さないということを、次年度以降も対応をしていきたいと思っております。

また、検査結果及び動物園に対する対応については動物愛護相談センターに情報提供を行い、人への感染の疑いがある場合については動物愛護相談センター、保健所等と連携をとって対応していきたいと思っております。

また、動物愛護相談センターとしては、人への感染が発生した場合は、公衆衛生上の観点から行政の関与が必要とされた場合は動物園と連携をとって対応していくという形をとっております。

検査結果については、こちらに記載しているとおりでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○貞升座長 平成30年度の販売業と展示の計画です。御質問等、ございますでしょうか。

今岡先生、どうぞ。

○今岡委員 販売業のほうの調査についてなんですけれども、従業員の健康状態の項目があると思うのですが、今年もそうだったのですけれども、従業員数というのは把握していらっしゃいますか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 調査票はこちらには載せていないのですが、従業員

の人数はそれぞれの施設で把握しておりまして、人数は今年においては多いところは18人、少ないところは2人でやっています。

○**今岡委員** 例えば2人でやっているとして、ここの施設の犬、猫の飼養数を見たときに、2人という施設は適正な人数でしょうか。一番少ないところで、犬が11頭、猫が9頭、でもここはウサギ、インコ等が64いますよね。それで、その次に少ないのが犬14、猫3なんですけれども、ここがもし従業員2人というところであれば、2人では結構大変ですね。

○**貞升座長** これは、取扱業関係で規定か何かあるんですか。

○**今岡委員** そのあたりに対して指導をすとか、そういうことはないんですか。

○**環境保健衛生課動物愛護推進担当** 動物愛護法におきましては、1人につき何匹までという基準は今のところありません。

海外では1人何頭とか、1頭当たり何分というような学術的なものがあるようなんですけれども、日本においてはそういった基準がありません。

法律においては、人数に見合ったものという言葉になっているので、動物愛護相談センターの職員がその現場に行って衛生状態がどうかというのも含めて、頭数が多数であったとしても人数が少なくてもきちんとやっている方もいれば、人数がいるんですけれども衛生状態が悪いというところもあるので、一概に従業員の数イコール衛生状態がいいというか、従業員の数とは比例しないところがあるのが現状でございます。

○**今岡委員** 従業員の数といっても、全員が全員いつも出ているわけではないと思うので、結局1日当たりの人数というものになると思うのですが。

あとは、従業員の体調不良とか健康状態というのは従業員一人ひとりから回答を得ているんですよ。例えば、そのお店の社長さんが全員のものを聞きました。全員オーケーでしたというのではなくて、個々人からいただいているんですか。

○**環境保健衛生課動物愛護推進担当** そこは、従業員の方で動物取扱責任者の方というのが店舗には必ずお1人いるので、その方が責任者となっていていろいろな調査等は、その方からの聴取という形になります。ですから、その日ちょうどお店にいらっしゃらない休みの方もいらっしゃるかと思うので、その点については、責任者の方から聞いているというのが現実です。

○**今岡委員** ありがとうございます。

○**貞升座長** ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○**佐藤委員** ふれあい動物施設のほうで病原体調査も必要だと思うんですが、過去には来園者、ふれあいをする人たちへの衛生指導についての調査もやっていらっしゃったと思うんです。それで、それはどういう設備があるのかというような調査が主だったと思うんですけれども、実際に私も板橋区のこども動物園があってそこに出動して見たりしていると、確かにそういう設備があるんですが、それは正しく使っているかどうかということに関しては極めて疑問でして、子供さんにちょっと手を洗わせて終わりというよう

な感じのところも散見されるんです。

ですので、どのように運用しているか、どのように指導していらっしゃるのかということもその調査項目に入れていただくと、より安全でいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 まず、設備がなければ始まらないので、ふれあい施設のところ設備があるかどうか確認というのがあるかと思います。

先生がおっしゃるように、あるだけで実際に使っていないという形であれば、それは先ほどお話をした動物取扱責任者の方等にきちんとお話をしていきます。先生がおっしゃった散見されるというお話になると、なかなか悩ましいところかと思いますが、手洗いについてはきちんと徹底をしていただくということを陽性検体施設が出た際にはお話をしていかなければいけないことだと思っております。

○貞升座長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

○佐藤委員 指導してくださいというお願いとともに、それは大切だと思うんですけども、実際に指導している様子はどうなんだろうという実態を把握するというのもまたとても大切なことだと思うので、むしろそちらのほうを主眼にさせていただければと思います。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 実態も踏まえたところを調査するという先生の御意見だと思いますので、そこについてはこちらのほうも調査項目に追加する等、検討していきたいと思っております。

○貞升座長 よろしいですか。

では、30年度の動物病院における動物由来感染症モニタリングの事業計画について御説明をお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、続いて「平成30年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業計画」について御説明いたします。

資料6、27ページをごらんください。こちらのほうは、先ほどお話ししたように東京都獣医師会様に御協力いただいて、都内の動物病院における動物由来感染症の診断状況を集約するという形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

事業内容については、先ほどお話をしたとおりでございます。

「モニタリング調査」についても、来年度も今年度と同様に犬、猫、それぞれに7項目について動物由来感染症の対象調査をさせていただくという形になっております。

20の都内の病院において報告を受けて集計していきたいということを事業としてモニタリング調査は実施します。

28ページをごらんください。「サンプリング調査」についてでございますが、こちらについても先ほどのお話と同様でございます。6病院について、飼い主から得られた糞便等を検査するという形をとっております。

調査項目、調査方法についてはこちらのとおりでございます。こちらの検体につい

ては検査機関で便を検査して検査結果の報告を受けるという形の調査でございます。以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。この計画に関しまして、御質問等でございますでしょうか。よろしいですか。

では、次に「平成30年度動物愛護相談センター動物由来感染症調査計画」について御説明をよろしくお願いします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 では、私から説明させていただきます。

平成30年度の動物愛護相談センター動物由来感染症の調査計画ということで、29ページのほうにそれを一覧表にまとめたものがございます。その詳細につきましては31ページからございますので、こちらに基づきましてお話をさせていただきます。

30年度の「目的」ですけれども、都内における動物由来感染症の動態を把握ということで、調査研究を行う。その結果を都民や取扱業者さんに還元することによって感染症の発生防止を図り、都民の安全確保並びに飼い主・動物取扱業者の適正な動物飼養管理の一層の充実に資するというところで行います。

今年度は、運営の方針に従いまして、(3)にございますとおり、検査にかかわる手技の開発も調査項目としていきたいと思っております。

「調査項目」ですけれども、まず1番目、(1)といたしまして犬と猫の寄生虫調査でございます。こちらは、これで5年目になります。例年どおり、糞便と解剖時の動物の消化管等から寄生虫を検出してその調査を行うということでございます。

「調査規模」といたしまして、犬10、猫100ということで、一応それくらいできればいいということで規模を出してございます。

方法につきましては、先ほど申し上げましたとおり、解剖による心臓及び消化管の寄生虫の調査と糞便の検査ということでございまして、私ども城南島出張所のほうでとり行う予定でございます。

次に(2)でございますけれども、犬と猫のダニ媒介性SFTS、ウイルス抗原モニタリング調査ということで、来年度計画をしたいと思います。

調査の理由なんですけれども、29年7月にSFTS患者が飼っている犬、猫の血液や糞便からウイルスが検出されたという事例があったり、体調不良の猫を保護した人がその猫にかまれてSFTSを発症して死亡してしまったという事例が結構ショッキングに報道されたことは皆さんも御存じのとおりでございます。厚生労働省は、体調不良の動物と接する機会のある関係者に対して注意喚起を行っております。

また、これに加えまして、29年10月には徳島県で発症した飼い犬の体液などを介したヒトの感染というものの報告がありまして、世界初の動物から人にうつったというような知見が得られています。

東京都においては、平成28年度に今までストックしておきました犬、猫の血液につきまして国立感染症研究所、今いらっしゃる今岡先生のほうにお願いいたしまして抗S

F T S 抗体調査を実施したところでございますけれども、そうしたところ、全ての検体が陰性という結果になっています。

現在のところ、都内で発見されたという報告もございません。ですけれども、近隣の県等でダニ、または動物からいろいろと S F T S が検出されているというのが実際に多く報告されておりますので、都内でもいつ発生してもおかしくない、発生する可能性は十分に考えられるというふうに我々は思っております。

都内における S F T S の感染リスクの把握を目的といたしまして、今までは当所で解剖した動物の血液等を使っていたんですけれども、今年も犬が 3 頭で、これ以上増える可能性はございません。譲渡対象にする動物の健康管理という点からも、血液で感染があるかどうかということで、抗原のモニタリングを今年度は実施したいということで考えております。

今年度は初年度ですので、犬、猫各 10 検体程度、動物愛護相談センターに収容、管理されている犬及び猫の血液を検体にしてモニタリングを行いたいと思っております。

「検査方法」につきましては、リアルタイム P C R によるウイルス抗原検査を健康安全研究センターで検査をお願いすることで、御了解いただけるということでございます。

3 番目といたしまして、先ほど今年の調査の中で参考としてお話をさせていただきましたが、(3)にも挙げさせていただいております。「猫を用いた新たな脳摘法の検討」、狂犬病検査のための脳摘の手技について、こちらはまた国立感染症研究所の獣医科学部第二室と、狂犬病臨床研究会の助言、指導をいただきながら、猫を用いて、より安全に、簡便な方法で脳を摘出する方法の開発、検証を行いたいと思っております。今年度の調査項目は、以上の 3 つになります。

「実施期間」は通年行いまして、この結果につきましてはまたこちらの検討会で報告させていただくとともに、動物愛護相談センターが開催する調査研究発表会でその成果について報告をさせていただきたいと思っております。

また、内容を精査しまして公衆衛生獣医師協議会等、いろいろな研究発表や学会のほうへ外部発表についても検討を行っていきたいと思っております。

また、動物愛護相談センターが実施する講習会等において、その結果や予防法について普及啓発を行って、動物取扱業監視等の業者への啓発材料としても活用できたらと思っております。以上でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。それでは、平成 30 年の動物愛護相談センターの計画について御質問等ございますでしょうか。

今岡先生、どうぞ。

○今岡委員 S F T S 調査についてなんですが、犬は多分選択の余地はなく、例えばちょっと具合が悪そうなものとか、多摩からやってきたものとか、そういうような野良が長かったものを選んでやるという訳にはいかないんですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 譲渡対象動物の健康管理という一環もござい

ますので、この子は譲渡に向くのではないかというような動物を中心にやりますので、負傷で瀕死の動物とか、そういう動物は今回は対象としないというふうに考えております。

○今岡委員 それだと意味がないかなという気がするんですけども、これから鹿児島と宮崎とSFTSの犬、猫の調査を、今は感染研と山口でやっているんですが、その対象になる犬や猫というのは基本的に症状があるということで、それでも全部、陽性と出てくる訳ではなくて、見た目は健康で全く何の異常もなくて、それで譲渡前検査をするという必要までは余りないかなという気もするんです。

都内でも出るリスクがあるかもしれないというのであれば、例えば少しでも場所を絞るとか、あとは季節を絞るとか、例えば今の時期に野良の犬、猫をやっても余り出てこないと思いますし、これから夏前、夏後、そのあたりで野良が長いものに絞ってみるとか、そういうものも結局、最終的には譲渡対象として回っていくのであれば、それらこそが本当に譲渡前検査が必要なものに、そのとき症状がなくてもなっていくかと思うんです。

一般のマンションの中でずっと飼われていた犬だけやってきて、それを譲渡前にSFTSの検査をしますというのは、ただ検査をやりましたという検査にしかならない気がするので、少しでも練習という意味合いではなくて、何かサンプルを選ぶところでちょっとバイアスを入れていったほうがいいかなという気がするんですが。

○貞升座長 今岡先生のおっしゃることはとてももつともで、見つけるという範囲ではそうなのかもしれないですけども、私どもの職員が今回の話をいただいたとき、すばらしいなと思いました。

今までSFTSの検査は抗体検査しかやっていられなかったもので、そういう意味では遺伝子検査をやられるというのはとても私は画期的だとちょっと思ったんです。ですから、今岡先生の御意見も踏まえつつ、とりあえず検査で陰性というものを、リアルタイムのPCRそのものが保証までいくかどうかはわかりませんが、抗原がないということで譲渡したほうが確かにいいなと感じます。

そういう意味では、業務という流れの中では筋が通っていると私自身も思いますので、今回うちでもこれをお受けしたという経緯がありますので、今岡先生の意見も参考に入れつつ、来年度はこれでやるということによろしいでしょうか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 いろいろな考え方があると思いますが、とりあえず安全確認というところもありますが、当然この事業は1年で終わらせるという予定はございませんので、今後進めていく中で今岡先生のおっしゃったような、例えば場所を限定するとか、エリアを限定するとか、季節を限定するとか、そういうことで、より危ないなというところを重点的にやるということは、当然これからまたやっていける部分だと思いますので、今後そういうことも検討いたしながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○**貞升座長** 1点、今岡先生にお聞きしたいんですけども、抗体調査とか、ダニ等ではぼろぼろと関東近県でもいるというデータが出ていると思うのですが、まだ箱根の山を越えているのかどうかよくわからないのですが、SFTSの保有動物というか、キャリアというか、その辺の何か情報がございましたらいただければありがたいんですけども。

○**今岡委員** うちでは鹿を調査して、抗体検査と、あとは鹿についているダニを調査しています。鹿の調査をすれば大体、西の方が抗体保有率が高いのが事実で、抗体保有率が高いところの方が患者がやはり多い。では、関東というか、上のほうに抗体陽性の鹿はいないのかということそうではなくて、宮城でも少し捕まったりはします。

今年初めて神奈川も対象でやってみたんですけども、大山とか丹沢の周辺から送られてきていましたが、神奈川は抗体陽性は出なかったです。

ですから、基本的に関東エリアはいたとしてもそれほど濃密にウイルス保有ダニがいるという状況には、まだ、行ってないんだろうとは思いますが。だから、本当は野生動物を調査していくと、例えば和歌山県で山口大の前田先生がなさっていたみたいに、アライグマやタヌキの抗体保有率が上がっていったら和歌山で患者が出てきたというようなデータもあります。

だから、抗体をずっとどこかで追いかけていくと、だんだん保有率が上がってきたかなというところで患者が出てくるリスクというのが上がっていくということかと思うんです。

○**貞升座長** 抗体検査はバリデーションというか、山口県の方法と例えば感染研の方法とか細かいことに興味があります。

○**今岡委員** 抗体検査はバリデーションはしていると思います。一昨年でしたか、衛生微生物技術協議会のリファレンスセンターのほうで、地衛研に抗原と物をお配りして検査をしてもらってというのは一応やった経緯はあります。

ただ、では抗原をそれぞれのところにつくれるかということ、なかなかそうはいきません。そのあたりは調査をするということであれば感染研のほうで用意しますということで、そのときもやっているはずだと思います。

○**貞升座長** ありがとうございます。ほかにいかがですか。

どうぞ、佐藤先生。

○**佐藤委員** ちょっとお聞きしたいんですけども、ないとは思いますが、万が一、SFTS抗原陽性という犬が出た場合、どのように対応されるのか。その取り決めというものが、もう既にあるのでしょうか。

それで、それというのは今岡先生にもお聞きしたいんですけども、今のところ特效薬はないと理解していますが、時間がたつと自然に抗原というのはなくなっていくものなのかどうかということもちょっと教えていただければと思います。

○**今岡委員** 多分、動物で抗原陽性というか、ウイルスが陽性、感染しているということ

であれば、しばらく陽性は継続すると思われます。さらに、その動物がいたあたりで、例えばダニを捕まえて調べてみるとか、そういうことをすればもしかしたらウイルスを持っているものが捕まってくる可能性もあると思うんです。

○佐藤委員 今の話だと、里親で出す前に折り紙をつけようというのでやったら、変な折り紙がついちゃったという話になるわけですね。

○今岡委員 その場合は、もう出せないです。

○佐藤委員 要するに時間がたてばなくなっていくものではなくて。

○今岡委員 犬は多分、耐化していくと思うんです。抗体が上がってきて。抗体陽性の犬はそこそこ見つかるんです。昔、別の目的で猟犬の検体を集めていたときがあって、それでSFTSの検査をすると、割と西のほうの猟犬はやはり抗体陽性だったりするんです。

猫は厚労省からの報告があったときにもいろいろなところで話は出ていると思いますけれども、割と病原性が猫に対してはきついケースが多いというような話ですので、むしろ遺伝子陽性の猫が見つかったら、もうそのときには多分症状が結構出ているのかなという気がします。

人については、今、愛媛大学と感染研も入っていると思いますが、アビガンの有効性が検討されています。効果があるんじゃないかという話は聞こえてきています。

○貞升座長 人への治療薬に関して大西先生、追加はありますか。

○大西委員 今、今岡先生が言われた以上の情報は私も持っておりません。

○貞升座長 よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、最後に「平成30年度狂犬病調査事業計画」について御説明をお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは資料8、33ページをごらんください。「平成30年度狂犬病調査計画」についてでございます。

こちらの事業は、今年度も実施をします。平成26年度から実施しております。こちらについては先ほど詳細を御説明させていただいたので、同じような内容になりますが、来年度、4月1日から1年間実施するというので、「調査規模」については犬等についてはA群について随時ということで、B、C群については5頭程度で、野生動物についてもA群については随時、B、C群については2頭程度というふうな規模をこちらのほうで計画しております。

「調査実施機関」については先ほど御説明したとおりでございます。

こちらの「調査結果の取扱い」については、調査結果は国のほうへ報告して情報提供するという形で、また検討会にも実施状況を報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○貞升座長 それでは、ただいまの御説明に関して何か御質問ございますでしょうか。

30年度の狂犬病の調査計画でございます。よろしいですか。

ありがとうございます。ほかに御意見は、全体を通してございませんでしょうか。よろしいですか。また気づいた時点で、メールでも結構ですので、事務局にもしあればよろしくをお願いします。

それでは、ないようですので、事務局はただいまの検討内容を踏まえまして調査の実施をお願いいたします。

それでは、事務局からその他の報告事項をよろしくをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 第一種動物取扱業「販売業」における5年間の調査結果につきましては、現在論文を取りまとめまして日本獣医師会雑誌に申請中でございます。掲載された折には、また皆様に御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、動物病院のモニタリング事業における9年間の調査結果につきましては、平成29年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会において、東京都獣医師会・東京都福祉保健局の連名で発表させていただきました。この抄録については39ページ、参考資料2のほうに掲載しておりますので、御一読いただければと思います。

また、参考資料3については、今年度、動物由来感染症のいろいろ話題になりましたSFTS、コリネバクテリウムの2つが大きく報道されておりましたので、参考として新聞記事を紹介させていただいております。こちらのほうは、委員どまりの資料とさせていただきます。

○貞升座長 ありがとうございます。これに関して御意見、御質問等ありますでしょうか。

では、どうぞ。

○大西委員 これを発表されたということなのですが、関東・東京合同地区獣医師大会ですが、そのとき何か会場から質問はきましたでしょうか。

○環境保健衛生課動物管理担当 会場からの質問としましては、この結果について何かフィードバックはされましたかという質問がございましたので、動物取扱業の責任者研修等の場でフィードバックはさせていただいておりますというお話をさせていただきました。

○大西委員 わかりました。

○貞升座長 この会は、優秀賞に選ばれると次の学会に進まれるものだと認識しているんですけども、いかがだったのでしょうか。

○環境保健衛生課動物管理担当 特にそういった賞はいただいておりません。

○貞升座長 では、次回また挑戦いただければと思います。

それで、大西先生、今岡先生、佐藤先生から御要望があった論文投稿というか、今までの成果をどこかで目に見える形でということに関しては、日本獣医師会雑誌に投稿ということで、一回戻ってきたんでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 投稿いたしまして、いろいろ追加の資料等を詰めて

いるところがございますので、まだ御披露できる段階ではないのです。

○貞升座長 引き続きよろしくお願ひします。

ほかに何かございますでしょうか。この件、あるいはそれ以外の要望でも結構です。どうぞ、佐藤先生。

○佐藤委員 この資料の最後に出ていますコリネバクテリウム・ウルセランスについてですけれども、東京都としてはどのように対応していかれるおつもりなのか、お聞きしたいと思ひます。

○貞升座長 いかがでしょうか。前提として、これは感染症法に規定する疾患ではないのですが、ジフテリア毒素を持っている菌ということで、もし患者が出たときには報告対象、一応念のため報告してくださいという疾患になっているんですね。人の関係では、いろいろなところに網を張っているんですが、なかなか出てこない状況でございます。もし出た場合には、そのような形で対応する用意はあるのですが、今のところ出ていないということが1つです。あとは、検査法等は用意している状況でございます。

事務局、いかがですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 東京都にも厚生労働省から通知がきていますし、報道を含めて各社様々なところで、動物を触ると病気がうつるという記事が最近出ているということもあります。ウルセランスの記事にもございますし、都のパンフレット等にも書いてございますが、ペット等の濃厚な接触を避けることと、適切な接触をしていくということを今後も注意喚起していきたいと思っております。

○貞升座長 健安研から何か追加はありますか。よろしいですか。

一応そういった状況なんですけれども、思いもよらないような関係でプレスになってしまって、こちらとしてもいろいろと問い合わせを受けたんですが、実際にはその検体が、新聞報道は別にして都内で起きたというところはちょっと関知できていない状況です。

ただ、出てくればそういった検査について積極的にやるということに関しては一応合意はできているのかなと思っている状況ですけれども、ほかに何かこの件に関してどうぞ。

○今岡委員 こういったコリネバクテリウム・ウルセランスは、WHOではもうジフテリアと同じような扱いをしていこうという方向で動いているという話は聞いていますので、そんなに遠くない将来、多分、感染症法の中のいずれかの対象疾患に入ってしまうと思ひます。

○貞升座長 思い出しました。追加で、私どもの事業でリファレンス事業というのがございまして、都内の病院に一応コリネバクテリウム・ウルセランス菌が分離されたときにはうちに御報告ください。感染症法とは別に御報告くださいというような網を張っているのですが、今のところ入ってきていない状況ですので、ひよっとすると見つからないのか、見逃しているのかわからないんですけれども、そういった目で見ると、それが

見つかったということは今のところない状況ですので、今岡先生の御説明のように感染症でしっかりと報告されてくるとその可能性もどんどん出てくるかと思います。

○**今岡委員** あとは、コリネバクテリウム・ウルセランスのペットというか、犬、猫というものについては、以前から感染研の高橋元秀先生の代からこの病気についていろいろ調査をやっていて、その後、山本先生が継続され、そのころには地方の動物愛護相談センターとかで協力していただくところを幾つか調査をしていらしたような覚えがあります。東京は実施しなかったのですか。

○**健康安全研究センター微生物部主任研究員** 城南島の検体に関しましては、風邪をひいた犬、猫の検体を対象に調査を1回、平成25年か26年くらいにやっていると思います。結果は、正確な数は覚えていないんですけども、ウルセランスは分離されているはずですよ。

○**貞升座長** 恐らく、風邪というか。

○**今岡委員** 平成25年度で猫の鼻腔ぬぐい液をPCRをやって、13検体で陽性ゼロというのがあります。

○**貞升座長** とれた年もあるんですよ。

ただ、これは厄介なのは、多分、犬、猫の病気としてはシビアではないから見逃されてしまって、恐らく人にかかったときにはある程度の感受性、ジフテリアの免疫がもうない方とか、そういう方が症状を示す場合があるので、モニタリングとしては人から見たほうがいいのかあるのかもしれないです。

ですから、先ほどの猫のSFTSとはちょっと違う。猫の場合は、御説明があったようにかなり症状が出て致死的な場合もあるということですね。とても厄介なんですけれども、なかなか網にひっかかってこないというところだと思います。

○**佐藤委員** 厚労省のホームページ、獣医さん向けのところを見ると難治性の疾患、犬、猫、例えば風邪がなかなか治らないというような難治性の疾患の場合にはコリネバクテリウムの検査をしてください。そして、さらにそれが陽性だった場合には、ウルセランスかどうかを確定していただきたいということが書かれているんですね。つまり、これをズーノシスとして向こうは見ているということですので、人のほうをモニタリングしていればいいよねという体制ではちょっと足りないんじゃないかという気はするのですが、その辺はどうなんですか。

○**貞升座長** 何かございますか。

○**動物愛護相談センター業務担当** 保菌率であるとか、そういったものについて恒常的にモニタリングしていくべきものとして優先度を考えていったときに、今年度の調査研究でSFTSを選ばせていただいて計画をしているところなんですけれども、今後このウルセランスだけでなくさまざまな疾病につきましては、そのときの状況によって判断をしていくことになると思います。

それで、検査体制が健安研でとれているというお話も頂戴しておりますし、人での患

者の発生状況等も踏まえて、今後検討させていただきたいと思います。検体がとれるかどうか、犬、猫の検体がなかなか集まりにくい状況であるということ、それからスワブぬぐい液もとれるような状況にある動物を確保できるかということにもかかわってくるので、その点についても慎重に検討していきたいと考えています。

○**貞升座長** ありがとうございます。以前やってある程度のパーセントでとれたんですけども、しばらくたってまた計画していただくと、よりわかるかなということもありますので、検討していただけるということなのでよろしくお願いします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。全て含めてでも構いませんが。

○**佐藤委員** 今のお話ですけれども、健安研さんではもう既に体制を整えていらっしゃるというお話があったような記憶でしたが。

○**貞升座長** 検査の体制をとっているということですね。人に関して、もちろん動物に関しても依頼があれば受ける用意はあるということですね。

○**佐藤委員** 今、動物に対して依頼があればやるとおっしゃいましたが、その依頼というのはどういう意味ですか。行政検体ということですか。

○**貞升座長** そうです。うちは行政検体がないと動けないので。

○**佐藤委員** 厚労省では、別に行政検体とは書いていないわけですよね。獣医さんが疑う場合はと書いてあります。

○**貞升座長** 相談窓口としてということで名前が挙がっていると思うので、検査をやりますという窓口ではないので、そこはやりたい気持ちはもちろんあるのですが、全て受けるわけにはいかないの、できれば犬、猫の獣医さんの関係で、これはいそぐだよというのが何か絞り込めるのであれば、そうすると行政ルートにも乗ることができると思うのですが、なかなか現状では難しいのが懸念材料だと思うんです。

そういうものがあれば行政検査に乗せやすいと思うので、この犬、猫はひよっとするとウルセランスかもしれないというのがある程度の確率でわかるようになってくるとうまく検査に乗せやすいんですけども、のべつまくなしにやるというのはなかなか行政検査としては蹴られてしまうので、そこはうちも痛いところなのですが、一応検査法としてはありますということでございます。

○**佐藤委員** 理解しました。ありがとうございます。

○**貞升座長** ほかによろしいですか。何かございますか。

ありがとうございました。それでは、議題は以上です。本日は、委員の方々からさまざまな御意見、御要望が出されました。事務局は本日の意見を参考にさせていただいて、今後の動物由来感染症調査事業を進めていただければと思います。

それでは、本日の検討をこれにて終了させていただき、進行を事務局にお返しいたします。

○**環境保健衛生課動物管理担当** 委員の皆様、本日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

来年度第1回の検討会では、本年度の調査結果についてまとめたものなどを御報告させていただく予定としております。

また、日程につきましては6月から7月ごろを予定しております。できるだけ早く事務局のほうから調整させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして平成29年度第2回「東京都動物由来感染症検討会」を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(午後3時30分 閉会)